

2009年7月16日

環境大臣 齊藤鉄夫 様

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
理事長 福地保馬

## 要 請 書

アスベストによる健康被害の実態は十分解明されておらず、潜伏期間が長期であるアスベスト被害の特徴から。今後、被害者が増加することが予想されます。石綿健康被害救済法が制定され3年が経過しましたが、その運用等につき以下の項目の実現方を要請します。

記

### 1) 対象指定疾患を拡大すること

1. 石綿肺を指定疾患とすること。認定に関してはじん肺法を援用し「健康管理区分4」に相当するもの、およびじん肺法に定める合併症を石綿肺の合併症と認め救済の対象とすること。
2. 石綿胸水、およびびまん性胸膜肥厚のうち職業・環境中での曝露が確認されたものに関しては指定疾患とすること
3. 胸膜ブランクおよび石綿肺所見が認められた者に対して、新たな「健康管理手帳」を交付し、健康管理体制の充実を図ること。

<要請主旨>

石綿健康被害補償法にもつづく被害者救済は2006年3月に開始されましたが、指定疾患は中皮腫および肺がんの2疾患に限定されています。

2008年10月21日より「石綿による健康被害に係る医学的事項に関する検討会」が開催され、指定疾病の検討が行われていることは承知していますが、上記のように指定疾病を拡大されるよう要請します。

### 2) 公害健康被害補償不服審査会の不支給処分取り消し決定にそい、「石綿起因性が疑われる者」に対する判定方法を変更するなどの措置をとること

1. 公害健康被害補償不服審査会の不支給処分取り消し決定を真摯に受け止めること。「石綿起因性が疑われる者」に対する判定方法が変更されていない場合は、直ちに変更すること。
2. 上記公害健康被害補償不服審査会の決定を「石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会」で検討されているなら、その内容を明らかにすること。
3. 判定方法が変更されているならば、あらたな判定方法による支給人数、不支給人数を明らかにすること。
4. 判定方法が変更されているならば、また不支給処分を受けたものに対する説明は具体的にどのように変更が行われたかを、明らかにすること。

<要請主旨>

公害健康被害補償不服審査会は2008年9月10日、アスベスト新法による「救済給付」を求めていた4名の中皮腫患者（うち2名は生存）に対して「環境再生機構」が行った不支給決定処分を取り消す決定を行いました。その後も2008年11月12日に中皮腫患者1名に対して、さらに2009年3月19日には中皮腫3名、肺がん1名に対して同様に取り消し決定を行いました。

不服審査会は、環境再生機構の「石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会」の審査に関して、「入手可能な限りの資料を医学的に検討した結果、確定的に中皮腫であるとまでは判断できないものの、中皮腫である可能性があって、これを十分否定し切れない事案においては、例えば、『中皮腫である可能性がある』とか『中皮腫であることを否定できない』というような医学的判定があってもよいのではないかとと思われる」と指摘し、「同様に肺がん患者でも「しかし、小委員会の上記判断から石綿起因性の肺線維化が認められないとした結論には飛躍があると思われる。（中略）、肺線維化所見は存在し、ただ、肺気腫の所見が顕著で肺の正常構造が破壊され、組織が圧迫されたことによる肺線維化か石綿起因性のものかの区別が困難であるというにとどまるものであって、石綿起因性を否定するまでには至っていないからである。したがって、医学的判定としては、石綿を吸入したことによる肺がんの可能性を否定し難いとの結論であればともかく、明確に「石綿を吸入したことによる肺がんでないと判定された」としたことには疑問がある。（中略）暴露歴に加えて同人には胸膜プラークが認められ、同人が石綿による健康被害を受けたことが疑いないのであるから、石綿による健康被害を救済しようとする法の趣旨に鑑みれば、本件のように石綿起因性の肺がんである可能性を否定できない場合には、法第2条第1項に規定する指定疾病である肺がんにかかったとの認定をすべきものとする。（平成19年第14号）とし、「石綿健康被害判定小委員会及び審査分科会」が行っている「確定診断が来ないものは全て否定」している判定を痛烈に批判しています。

また環境再生機構の不十分な対応についても触れ、「『環境省が選定した我が国における石綿健康被害に関する権威ある専門家から構成されている同小委員会による調査審議の結果出される判定は、医学的に最も確かなものである』というばかりで、医学的判定の根拠は何か、小委員会及び審査分科会でどのような議論が行われたのか、という原処分の正否の核心にかかわることについて何ら弁明せず、当審査会から弁明書の補充を求められ、これを受けて初めてそれらの点を明らかにするという対応は、法制度の仕組みの特殊性、法施行日が浅いこと等の事情を参酌したとしても、なお遺憾であると言わざるを得ない」と「権威主義」を痛烈に批判しています。

以上の公害健康被害補償不服審査会の判断は極めて妥当であると考えますが、判定方法の変更など上記の項目の実現を要請します。